

農林省設置法

第一章 総則

(設置)

第一條 この法律により、農林省を設置する。

2 農林省の長は、農林大臣とする。

(機関)

第二條 農林省に本省の外、左の外局を置く。

食糧管理廳

林野廳

水産廳

2 農林省に左の地方支分部局を置く。

農地事務局

資材調整事務所

作物報告事務所

食糧事務所

営林局

営林署

木炭事務所

(公團)

第三條 農林省所轄の公團は、左の通りとする。

食糧配給公團

肥料配給公團

食料品配給公團

飼料配給公團

油糧配給公團

第二章 本省

(本省の所掌事務及び権限)

第四條 本省の所掌事務の範囲は左の通りとし、その権限の行使は、そ

昭和廿六年五月十四日

の範囲内で法律（法律に基く命令を含む）に従つてなされなければならぬ。

一 農畜産物、^{生鮮食料品等}飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の生産、

流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

二 農畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を

図ること。（炭酸カルシウム以外の化学肥料及び農機具の生産に關

するものを除く。）

三 農畜産物、飲食料品及び油脂並びに農畜産業専用物品の検査に關

する事務を処理すること。

四 農畜産業並びに飲食料品及び油脂の生産及び流通業の経営の発達、

改善及び調整を図ること。

五 農畜産物、飲食料品及び油脂の生産、流通その他の業務の発達、

改善及び調整に關する協同組合その他の團體に關する事務を処理す

ること。

六 農畜産業に關する共済及び保険に關する事務を処理すること。

七 務農地の調整及び自作農の創設に關する事務を処理すること。

八 蚕糸の生産、流通、検査及び需要調査に關する事務を処理するこ

と。

九 中央卸賣市場の指導監督その他中央卸賣市場に關する事務を処理

すること。

十 飼料の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十一 家畜の衛生及び動植物の検査に關する事務を処理すること。

十二 獣医師及び装蹄師の免許その他獣医師及び装蹄師に關する事務

を処理すること。

十三 牧野の調整及び改良整備に關する事務を処理すること。

十四 競馬に關する事務を処理すること。

十五 開墾、干拓及びこれに伴う入植に關する事務を処理すること。

十六 土地改良及び農業水利に關する事務を処理すること。

- 十七 肥料、農機具、農薬、飼料その他農畜産業用生産資材の改良を企画すること。
- 十八 農山漁村民の経営する農村工業の育成及び指導を図ること。
- 十九 農林省の所管に属する事業の再建整備に関する事務を処理すること。
- 二十 農林中央金庫の監督及び農林中央金庫その他農林省の所管行政に属する団体の行方金融業務の指導監督に関する事務を処理すること。
- 二十一 農林省の所管事項に関する試験研究及び普及に関する事務を処理すること。
- 二十二 農林省の所管事項に関する調査及び統計に関する事務を処理すること。
- 二十三 農林省の所管行政に關し、人事、會計、考査及び庶務その他綜合調整に關する事務を処理すること。
- 二十四 前各号に掲げるものの外、農山漁家及び農林省の所管行政に

属する業務の発達、改善及び調整を図ること。

第三章 外局

(食糧管理廳の所掌事務及び権限)

第五條 食糧管理廳の所掌事務の範圍は左の通りとし、その権限の行使は、その範圍内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならぬ。

一 主要食糧の集荷、配給、消費その他需給の調整に關する事務を処理すること。

二 飲食料品(酒類及び本省の所掌に属するものを除く。以下同じ。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

三 主要食糧の買入、賣渡、加工等の業務を行うこと。

四 主要食糧の集荷、配給、加工その他の業務及び飲食料品の生産、流通その他の業務の発達、改善及び調整を図ること。

五 主要食糧及び飲食料品の検査及び調査に關する事務を処理すること。

六 主要食糧及び飲食料品の生産、流通その他の業務の発達、改善及

び調整に關する協同組合その他の團體に關する事務を処理すること

七 主要食糧の買入及び賣渡、價格その他主要食糧の管理に關し必要な事務を処理すること。

（林野廳の所掌事務及び権限）

第六條 林野廳の所掌事務の範囲は左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基く命令を含む）に従つてなされなければならない。

- 一 保安林、森林治水その他森林及び原野に関する事務を処理すること。
- 二 林業経営の発達、改善及び調整を図ること。
- 三 國有林野及び公有林野官行造林地の管理経営を行うこと。
- 四 木材、薪炭（煉炭及び豆炭を含む。）その他の林産物の生産、流通、消費及び検査に関する事務を処理すること。
- 五 薪炭の買入、賣渡等の業務を行うこと。
- 六 林業並びに林産物の生産、流通その他の業務の発達、改善及び調整に関する森林組合、協同組合、その他の団体に關する事務を処理すること。

七 林野廳の所掌事項に關する試験研究及び調査に關する事務を処理すること。

- 八 森林保険に關する事務を管理すること。
- 九 野生鳥獸の保護繁殖及び狩猟に關する事務を処理すること。
- 十 前各号に掲げるものの外、林野廳の所掌行政に屬する業務の発達、改善及び調整を図ること。

（水産廳の所掌事務及び権限）

第七條 水産廳の所掌事務の範囲は左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

- 一 水産物及び水産養殖用物品の生産、流通、消費及び検査に關する事務を処理すること。（漁網網の生産に關するものを除く。）
- 二 水産物の経営の発達、改善及び調整を図ること。
- 三 水産物の生産、流通その他の業務の発達、改善及び調整に關する

- 五 協同組合その他の団体に關する事務を處理すること。
漁船保險並びに漁船登録規則（昭和二十二年農林省令第五号）に
關する漁船の登録及び依頼検査に關する事務を處理すること。
- 六 漁船の登録及び漁船検査に關する事務の指導監督に關する事務
を處理すること。
- 七 漁港及び船がまりの築造及び修繕の指導監督に關する事務を處理
すること。
- 八 水の生産、流通及び消費並びに冷凍及び冷蔵に關する事務を處理
すること。
- 九 水産物の所管事項に關する試験研究及び調査に關する事務を處理
すること。
- 十 前各号に掲げるもの外水産物の所管行政に關する事務の発達、改
善及び調整を図ること。

第四章 地方支庁部局

（農地事務局）

- 一 農地及び牧野の調整並びに自作農の創設に關する事務を處理する
こと。
- 二 開墾、干拓及びこれに伴う入植に關する事務を處理すること。
- 三 土地改良及び農業水利に關する事務を處理すること。
- 四 農地事務局の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は政令でこれ
を定める。
- 五 農林大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に農地事務局
の事務所又は事務所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域
その他必要な事項は、農林大臣がこれを定める。

（林務調整事務所）

第九條 資材調整事務所は、農林大臣の管理に属し、農林省の所掌事務のうち農林畜水産物（飼料以外の）^{飼料以外の}、飲食料品及び油脂並びに農林畜水産業（飼料以外の）^{飼料以外の}の品及び油脂の生産及び流通業の専用物品の生産に要する資材の割当に關する事務を分掌する。

2 農林大臣は、所轄の一部を分掌させるため、所要の地に資材調整事務所の出張所を置くことができる。

3 資材調整事務所及びその出張所の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、農林大臣がこれを定める。
（作物報告事務所）

第十條 作物報告事務所は、農林大臣の管理に属し、本省の所掌事務のうち農作物の作付面積、收穫面積及び收穫高の調査並びに農林畜水産業の経済調査に關する事務を分掌する。

2 前條第二項及び第三項の規定は、作物報告事務所これに準用する。
（食糧事務所）

第十一條 食糧事務所は、食糧管理廳長官の管理に属し、食糧管理廳の所掌事務を分掌する。

2 農林大臣は、前項の事務の外、農林産物の検査に關する事務を分掌させることができる。

3 農林大臣は、所轄の一部を分掌させるため、所要の地に食糧事務所の支所及び支所の出張所を置くことができる。

4 食糧事務所、支所及び出張所の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、農林大臣が之を定める。
（管林局）

第十二條 管林局は、林野廳長官の管理に属し、林野廳の所掌事務のうち左の各号に掲げるものを分掌する。

一 國有林野及公有林野官行造林地の管理經營を行うこと。
二 公有林、社寺有林及び私有林の管林指導及び森林治水事業に關する事務を処理すること。

三 管林署を監督すること。

2 第八條第二項の規定は、管林局にこれを準用する。

(管林署)

第十三條 管林署は、林野廳長官の管理に属し、林野廳の所掌事務のうち

左の各号に掲げるものを分掌する。

一 國有林野及び公有林野官行造林地の管林を行うこと。

二 公有林、社寺有林及び私有林の管林を指導すること。

2 管林署の名称、位置、管轄区域その他必要な事項は、農林大臣がこれを定める。

(木炭事務所)

第十四條 木炭事務所は、林野廳長官の管理に属し、林野廳の所掌事務のうち薪炭の買入、賣渡等に関する事務を分掌する。

2 第九條第二項及び第三項の規定は、木炭事務所にこれを準用する。

(駐在所)

第十五條

駐在所は、農林大臣又は水産廳長官の管理に属し、本省及び水産廳の所掌事務のうち、肥料及び生鮮食料品の需給調整並びに漁業

法(明治四十三年法律第五十八号)の施行に関する事務等の一部を分掌する。

2 第十三條第二項の規定は、駐在所にこれを準用する。

第五章 公國

(公國)

第十六條 第三條に掲げる公國に關しては、それぞれ食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)、肥料配給公國令(昭和二十二年勅令第七十

一号)、食料品配給公國法(昭和二十二年法律第二百一号)、飼料配

給公國法(昭和二十二年法律第二百二号)及び油糧配給公國法(昭和

二十二年法律第二百三号)の定めるところによる。

附則

第十七條 この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

第十八條 左に掲げる勅令は、これを前記の法律に基
命令を含む。一に別段の定のある場合を除く外、従前の機関及びその職
員は、この法律に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存
続するものとする。

農林省官制（昭和十八年勅令第八百二十一号）

食糧管理局官制（昭和十六年勅令第六十三号）

林野局官制（昭和二十二年勅令第百四号）

営林局署官制（大正十三年勅令第三百六十六号）

農林部内臨時職員等設置制（昭和十八年勅令第八十二号）